

公 民

改訂のポイント 1

改訂の基本方針について

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえて行われており、全ての教科等の目標や内容が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理されている。この資質・能力の育成を目指すに当たり、公民科においても、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習活動の改善が求められている。

また、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められており、公民科においても、教科等横断的な視点に立ち、家庭科、情報科などとの関連を図り、教育内容等を組み立てていくことが求められている。

改訂のポイント 2

科目編成等について

今回の改訂において、科目編成並びに標準単位数については次のとおりである。

科目	標準単位数
公共	2
倫理	2
政治・経済	2

なお、「公共」を原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに全ての生徒に履修させることとし、その履修の後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できることとしている。

改訂のポイント 3

内容構成の改善について

まず、各科目の内容構成については、中央教育審議会答申で示された「教育課程の示し方の改善」を踏まえ、原則として、記載の体裁を次のように整えている。

- ① 各科目において、大項目をA、B、C…の順で示す。
- ② 各中項目においてア、イを置き、それぞれ原則的に「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の順に、それぞれの事項におけるねらいを記載する。

例えば「公共」では、大項目は「A 公共の扉」「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」となっている。

そして、大項目Aでは、「(1) 公共的な空間を作る私たち」「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」さらに「(3) 公共的な空間における基本的原理」と内容が示され、それぞれの内容において、アでは身に付ける「知識や技能」、イでは身に付ける「思考力、判断力、表現力等」が示されている。この記載の体裁は、大項目Bについても同様である。

最後に大項目Cでは、大項目A及びBの学習を踏まえて、社会的な見方・考え方を総合的に働きかせ、自ら課題を見いだし、現実社会の諸課題を探究する活動を通して、協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述することができるよう記載されている。

改訂のポイント 4

学習指導の改善について

公民科において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習指導の改善のための留意事項は次の点である。

- ① 単元など内容や時間のまとめを見通した公民科ならではの「問い合わせ」を設定すること。

② 「社会的な見方・考え方」を用いた考察、構想や、説明、議論等の学習活動が組み込まれ、社会的事象等に関わる課題を追究したり解決したりする活動が取り入れられること。

まず、「主体的な学び」のためには、生徒が学習課題を把握しその解決への見通しを持つことが必要である。そこで、公民科ならではの「問い合わせ」が設定され、単元等を通した学習過程の中で動機付けや方向付けが重視されるとともに、振り返りの場面が設定されることが大切となる。また、「対話的な学び」については、調べ学習などの活動の一層の充実が期待されるが、活動が優先され内容が深まらないといった課題が指摘されることから、「深い学び」の実現のためには、「社会的な見方・考え方」を用いた考察等の学習活動が重要となる。

しかし、現行学習指導要領の一つの課題として、「社会的な見方や考え方については、その全体像が不明確であり、それを養うための具体策が定着するには至っていない」ことが示されている。

のことから、中央教育審議会答申では、次のように「社会的な見方・考え方」をまとめている。

「社会的な見方・考え方」は、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法であると考えられる。

このまとめを踏まえ、今回の改訂では、改めて公民科各科目の特質に応じて、「社会的な見方・考え方」を次のように整理している。

「公共」では「人間と社会の在り方についての見方・考え方」として、「社会的事象を、倫理、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築や人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けて」、「倫理」では「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」として、「社会的事象等

を、倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、人間としての在り方や生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと結び付けて」、「政治・経済」では「社会の在り方についての見方・考え方」として、「社会的事象等を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けて」働くかせるもの

例えば、「公共」では、「A 公共の扉」の学習を通じて、生徒は社会に参画する際に選択・判断するための手掛かりとなる「概念や理論及び公共的な空間における基本的原理」を生きて働く知識として習得し、「社会的な見方・考え方」を働くことで、課題等を解決したり、追究したりすることが目指されている。

そこで、新旧対照表を用いて、習得が目指される知識の説明について比較する。なお、今回の改訂では、「倫理」の一部内容が「公共」に移行されることも言及しておく。

(新) 「公共」	(現行) 「倫理」
(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 選択判断の手掛けりとして、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて理解すること。	(3) 現代と倫理 ア 現代に生きる人間の倫理 人間の尊厳と生命への敬畏、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

次に、各科目における学習活動の改善・充実の主な要点をまとめると以下のとおりである。

「公共」の四つの要点	「倫理」の四つの要点	「政治・経済」の三つの要点
ア 「人間と社会の在り方についての見方・考え方」を働きかせ、考察、構想する学習の重視	ア 「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」を働きかせ、考察、構想する学習の重視	ア 「社会の在り方についての見方・考え方」を働きかせた探究活動の充実
イ 現実社会の諸課題から「主題」や「問い合わせ」を設定し、追究したり探究したりする学習の展開	イ 現代の倫理的諸課題から「問い合わせ」を設定して探究する学習の重視	イ 正解が一つに定まらない現実社会の複雑な諸課題を「問い合わせ」とし、探究する学習の重視
ウ 社会に参画する際に選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論及び公共的な空間における基本的原理の習得	ウ 自己との関わりで思索する学習をより充実するための内容構成	ウ 政治、経済を統合的・一体的に捉え、広く深く探究する内容構成
エ 自立した主体として社会に参画するために必要な資質・能力を育成する内容構成	エ 先哲の原典の口語訳などの読み取り、哲学に関わる対話的な手法の導入	

次に、この要点を踏まえつつ、「公共」を題材として、学習の内容と展開を例示する。

改訂のポイント5

「公共」の学習の内容と活動について（例）

「A 公共の扉」の「(3) 公共的な空間における基本的原理」のアの（イ）には、身に付けるべき知識を次のように示している。

(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

ここで注意すべきことは、知識を教え込むではなく、例えば、「なぜ人々は協働すべきなのか」、「人々の関係が協働関係であるといえるための条件は何か」といった「問い合わせ」を設け、これらの課題を追究したり解決したりする活動を通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図る基本原理が必要であることを、生徒が理解できるようにすることである。

そして、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」では、生徒は、習得した基本的原理などを活用して、人間と社

会の在り方についての見方・考え方を働きかせ、他者と協働して主題を追究したり解決したりする学習活動を通して、「知識及び技能」等を身に付ける。以下が、大項目Bのアの（ア）～（ウ）に示された「知識」を概括的にまとめたものである。

法や規範の意義及び役割／多様な契約及び消費者の権利と責任／司法参加の意義／政治参加と公正な世論の形成、地方自治／国家主権、領土（領海、領空を含む。）／我が国の安全保障と防衛／国際貢献を含む国際社会における我が国の役割／職業選択／雇用と労働問題／財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化／市場経済の機能と限界／金融の働き／経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）

やはり、これら13の事項に関する「知識」も、現実社会に関わる具体的な主題が設定され、他者と協働して追究したり解決したりする活動を通して、身に付けられなければならない。以下に、主題例と学習の流れを概括的に示す。

例：「少子高齢社会における財政の在り方」を主題とし、問い合わせを設定した学習

まず、財政赤字の現状と将来予測についての新聞記事と、高齢化の進行とそれに伴う人口減少により、利用者の減少が進む民間バス会社Aの赤字路線の存続について意見が割れていることを伝えている新聞記事を読み、「財政赤字が常態化する中で、高齢者や通学の高校生が利用する民間の赤字バス路線を存続させるために公的資金を導入すべきか」という問い合わせを設定する。

【学習の流れ】

この問い合わせの解決において、生徒は必要となる資料をリストアップし、グループで情報を収集、読み取り、解釈した上で解決策を作成し、財源の確保及び配分の方法を考察する。この際、生徒は、大項目Aで身に付けた、幸福・公正の考え方や基本的原理を活用し、対話を通してより多面的・多角的に考察し、より良い解決策を根拠をもって選択・判断する。最後に、自分なりの考えをまとめ、意見交換する。

なお、「倫理」においては、学習の手法について、「哲学に関わる対話的な手法の導入」とあるが、この手法には、話し合い活動だけでなく、先哲の思想に関する原典の日本語訳などの諸資料や、先哲の思想と現代の諸課題との関連などを明らかにした現代の著作などを読み解く言語活動なども含まれる。

最後に、「C 持続可能な社会づくりの主題となる私たち」の学習は、次に示すような手順が一例として考えられる。

- ①課題の設定（※生徒自ら課題を設定する。）
- ②情報の収集と読み取り
- ③課題の探究
- ④自分の考え方の説明、論述

改訂のポイント6

配慮事項等について

指導計画作成上の配慮事項は、以下の3点である。

① 主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。

② 「公共」を履修した後に選択科目「倫理」及び「政治・経済」を履修させること。

③ 障がいのある生徒などについて、困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

また、内容の取扱いに当たっての配慮事項は、以下の4点である。

① 言語活動に関わる学習を一層重視すること。

② 情報を（適切かつ効果的に）調べまとめる技能を身に付ける学習活動を重視すること。
〔※但し、（ ）は「倫理」には該当せず。〕

③ 生徒が多面的・多角的に考察したり、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。

④ 情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に取り組めるようにすること。また、情報モラルの指導にも配慮すること。

さらに、内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行なうよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとすることが言及されている。

そして、総則関連事項として、高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、適切な指導を行うことが求められている。特に公民科の「公共」、「倫理」並びに特別活動にはそれぞれ目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要があるとしている。